

南砺市農業委員会第11回総会会議録

- 1.招集日時 平成27年 5月 7日
- 2.開会時刻 平成27年 6月 4日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成27年 6月 4日 午後3時00分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 25名 欠席委員3名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊田 一除	欠	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	出	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	欠
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	欠
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	出

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第49号 農用地利用集積計画（案）の決定について

協議第9号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局 本日、2 齊田委員、19 松平委員 20 齊藤委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 25 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをごにお知らせします。

それでは、ただ今より第 11 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。

会長 6 月に入りまして、皆さん大変お忙しかったと思いますが、お集まりいただきましてありがとうございます。異常気象といわれてから久しいわけですが、5 月中は暑い日が続き、雨の降った日も 3 日ほどしか無かった様に思います。高温小雨で 6 月も続きそうな感じですが、農作物に与える影響というものの良い面も悪い面もあるわけで、少なからず影響があると感じています。7 月、8 月の天候も懸念される中で皆様方におかれましても農業振興に十分気を配っていただきたいと思ひます。

それでは本日出ております案件につきましてこれから順次進めてまいりますので的確なご判断をいただきたいと思ひます。

議長 (会長) それでは只今より委員会を進めていきます。

これより議事に入りたいと思ひます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

23 番木下春一委員、24 番小橋昭夫委員お願いいたします。

議長 それでは、議案第 48 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3 条について説明)

事務局

＝議案第 48 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は 4 件の申請がありました。面積は田 12,540.00 m²、畑 5,796.00 m² 計 18,336.00 m²です。今回はすべて所有権の移転に関するものです。

受付番号 1 番は、譲渡人は高齢であり、農業後継者もなく、耕作できないことから、近隣地に住む親戚の方に譲り渡すものです。

受付番号 2 番は、譲渡人は市外に居住しており、今後耕作や管理をしていくことが困難なため、耕作していただける方を探していたところ、申請地の隣の地区にお住まいの譲受人が農業経営の拡大に意欲があり取得することにしました。譲渡人は地元の営農組合に加入し現在まで耕作をしてきました。譲受人も引き続き営農組合に加入し組合の一員として営農をしていく計画です。

受付番号 3 番は、譲渡人は申請地を相続し耕作及び管理していましたが、体調を崩し県外の自宅で生活する事になったため、今後は申請地近くに住む妹が譲り受け耕作、管理をするものです。

受付番号 4 番は、譲渡人は県外に居住しており、耕作及び管理ができないことから、申請地近くに住む地元の方に譲り渡すものです。

いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議長

受付番号 2 番について担当の木下委員さんコメントをお願いします。

木下委員

譲受人は農業に意欲がある方で、新たに営農組合に加入して耕作したいということで、地元の区長、営農組合長の同意を得ていることを確認しております。問題ないと考えます。

議長

何か質疑ありますか。

澁谷委員

受付番号 2 番の譲受人は貸付地があるようだが、問題ないのか。

事務局 譲受人の世帯の所有農地の一部は地元の農事組合法人と利用権設定を結んでいますが、今回取得する面積は下限面積の50アール以上であり問題はありません。

議長 ほかに何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第48号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第49号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。

事務局 今回は設定が11件、32筆の申請があがっています。面積は、田25,925.00㎡、畑0.00㎡、計25,925.00㎡です。

＝議案第49号について議案書をもとに内容説明＝

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第49号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に協議事項に入ります。

議長 協議第9号「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 ＝協議第9号について議案書をもとに朗読・説明＝

受付番号1番は、申請地の地域は、約170世帯あり、その地域の墓地として利用されています。現在116世帯分の墓石

がありますが、地域内には振興団地があり、今後増えると考えられます。墓地への進入路は狭く、すり替えも出来ない為、墓地を利用する方は道路上に駐車せざるを得ない状況です。狭い進行及び道路上に駐車は、大変危険なため、安全性を考え自治会として駐車場を確保したいものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番は、既存の住宅については老朽化もすすみ申請地地区の中でも標高が高く、融雪装置も無く冬季除雪に苦慮されていました。基本的に同じ地区町内から離れたくないことから、町内で新たな場所を確保し新たに住宅を建築するものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番は、譲受人は、現在妻と子供でアパート暮らしをしています。近い将来子供の就学等を考えると、新しい住宅を建設し、定住化しようと計画をしています。子育てや子守など実家の両親に世話になっていることから、現状では両親の依存度や将来の介護、助け合い等を考え実家の近隣が良いと判断し、市街化地域や非農用区域他を探しましたが適地が無く、子供の保育園や学校が近いことを考え、両親に相談したところ、実家横の農地所有者に申請地を譲っていたことになったため申請をするものです。

願出地は水道管・下水道管が埋設されている4m以上の道路の沿道で500m以内に公民館、保育園、小学校があることから3種農地であり、転用の制限する農地としてあげられていないことから、除外の同意基準に適合するものと考えられます。

受付番号 4 番は、願出者は土木工事、建築及び構築物解体工事、廃棄物処理などを行う会社です。申請地隣接の営業所は現在作業事務所や休憩場、駐車場として使用しており今後はこの営業所を土木部業務専門の事務所とし、土木作業の拠点地とすることにしました。これまで、土木資材は別の営業所、トラックも別の地区の借地している砂利置き場の横と離れた場所にあり、利便性や効率が大変悪く時間のロス等作業にも支障が出ていたが、今回作業拠点とするにあたり、この事務所周囲に資材置き場とトラックや重機を駐車できる場所を確保することで、更なる業務拡大と安定を図りたいものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 5 番は、願出者は塗装業を営んでいます。住所地に住宅兼事務所、従業員休憩所、塗装資材、器材倉庫として使用、借地に駐車場として使用していますが、傾斜地のため、冬は資材器具等を運び出すのが危険であり、現在従業員も増えたため、事業を拡大し、自宅の一部に事務所、従業員休憩所、塗装資材、器材倉庫、駐車場と集約化を図るものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 6 番は、都市計画街路の拡幅に伴い既存の車庫の取り壊しが計画され、やむなく移動が必要とされています。また既存建屋が手狭となり野外ヤードに仮置きしています。

車庫の代替地を本社と隣接して建設することで、野外作業ヤードとも一貫したレイアウト導線計画が容易となり、荷造り・荷役・保管・輸送の各作業を体系的に結びつけ、スピードアップ等の能力向上を図るものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 7 番は、願出者は農事組合法人の組合長であり、6月から7月の玉葱の収穫期に備え、中型のトラック1台購入する予定です。組合所在地には、駐車場も狭く、作業用トラックや、来客用の車のスペースを確保するのに、苦勞している現状のなか、組合長敷地内を、駐車場として除外申請を行うものであります。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 8 番は、願出者は、既存の農作業所を取り壊して、昨年分家住宅を新築されましたが、本家宅地を分割測量した結果、隣接田に一部掛かっている事が判明し、除外申請をされるもの。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

編入については今回4件の申請がありました。

受付番号 1 番は、申請地区では、従来から農業振興に意欲があり、このたび環境保全事業を図っていくため、今回は 11

筆、16,451 m²を農振農用地区域へ編入するものであります。

受付番号 2 番は、申請人は、合併以前に農振除外申請を行っており、当時の経緯について、本人に確認するも、原因究明が困難です。このたび中山間地域の水田として一体的に管理永続的に田として耕作し、編入するものです。

受付番号 3 番は、土地改良事業再区画が計画されることから、今回は、7 筆 2,888 m²の除外地を編入するものです。

受付番号 4 番は、土地改良事業再区画が計画されることから、自宅全面道路との間の田で除外地の一部を編入するものです。

議長 除外の受付番号 6 番は 1,000 m²以上の案件ですので、担当委員さんのコメントをいただきたいと思います。担当の澁谷委員さんコメントをお願いします。

澁谷委員 道路拡幅の関係もありますが、既存敷地は重機、資材でいっぱいであり、職員の駐車場も必要になっていることから申請されたもので、地元や土地改良区等の同意も得ていることから問題ないと考えます。

議長 何かご質疑ありますか。

山本清委員 除外受付番号 2 番は、既存の住宅はどうするのか。

事務局 既存の住宅は壊す予定です。

議長 編入について何かご質疑ありますか。

山本清委員 編入受付番号 1 番については、もともと田の状態であったと思うがなぜ編入するのか。

事務局 合併以前の旧町時代から除外されているもので、事業を受けるにあたり編入手続きをするものです。

議長 そのほか何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

了解いただいたということで次に進みます。

次に報告事項に入ります。

議長

報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

今回は 3 件の届出がありました。田 7,349.00 m²、畑 0.00 m²、計 7,349.00 m²です。

＝報告第 17 号について説明＝

受付番号 1 番は、議案第 48 号農地法第 3 条の受付番号 3 に関係するものです。

受付番号 2 番から 3 番は、今後農地法第 3 条の申請をするため解約されるものです。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長

次にその他の案件に入ります。

○次回の委員会 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 午後 2 時から

○小委員会 平成 27 年 6 月 25 日 (木) 午前 10 時から

その他、何かご質疑はありますか。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長

その他、何かご意見はありますか。

(発言なし)

議長

以上をもちまして、南砺市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 3 時 00 分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長